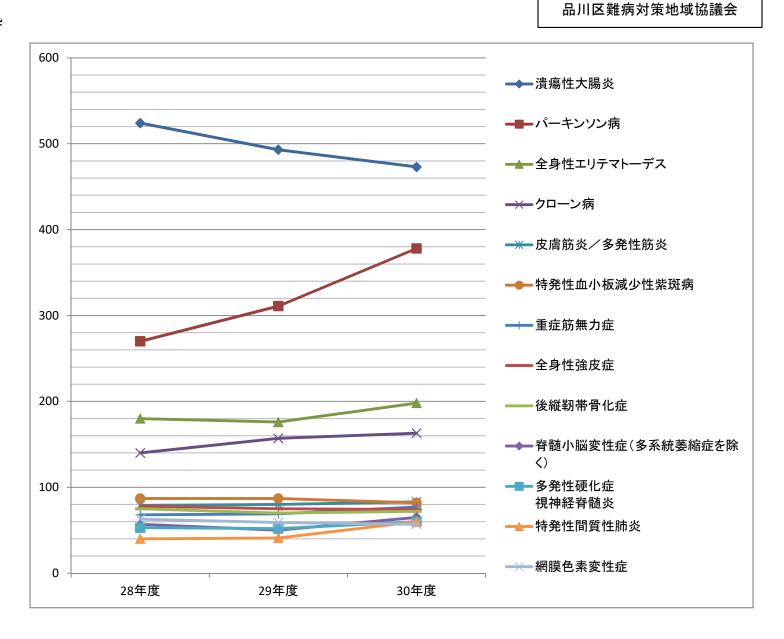
# 資料1

令和元年10月24日

# 品川区における難病医療費助成制度の申請状況について

1 指定難病(国)(333疾病) ※内訳は30年度における申請件数50件以上の疾病を抜粋

28年度	29年度	30年度	
2,704	2,753	2,973	
524	493	473	
270	311	378	
180	176	198	
140	157	163	
79	80	83	
87	87	82	
68	69	77	
78	75	74	
75	70	72	
57	50	65	
53	52	60	
40	41	60	
63	59	57	
	2,704 524 270 180 140 79 87 68 78 75 57 53	2,704     2,753       524     493       270     311       180     176       140     157       79     80       87     87       68     69       78     75       70     57     50       53     52       40     41	



2 都単独疾病(8疾病+人工透析)

疾病名	28年度	29年度	30年度
総数	822	875	894
人工透析を必要とする腎不全	772	865	883

3 B型·C型ウイルス肝炎 ※国の肝炎治療特別促進事業実施要項に基づき都が実施しているもの

疾病名	28年度	29年度	30年度
総数	313	270	222



## 難病医療費助成制度について

#### 1 概要

平成 26 年 5 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、平成 27 年 1 月 1 日から、新たな難病医療費助成制度が始まった。制度開始時は、医療費助成の対象疾病(指定難病)として 110 疾病が指定されていたが、同年 7 月 1 日に 196 疾病が追加され、さらに、平成 29 年 4 月 1 日に 24 疾病、平成 30 年 4 月 1 日に 6 疾病が追加(うち 5 疾病については既存の指定難病に統合)された。そして、令和元年 7 月 1 日に 2 疾病が追加され、指定難病は 333 疾病となった。

また、東京都においては、本法律に基づく医療費助成の他に、都独自の難病医療費助成を行っており、現在は8疾病(都単独疾病)が医療費助成の対象となっている。

### 2 対象者

次の①および②の両方の要件を満たす者

- ①指定難病または都単独疾病にり患していること
- ②次のアまたはイのいずれかに該当すること
- アーその病状が、厚生労働大臣または知事が定める程度であること。
- イ 上記アに該当しないが、高額な医療を継続することが必要であると認められること。

#### 3 助成内容

認定を受けた疾病に対する医療および一部の介護サービスに関する費用について、医療保険等適用後の自己負担分を助成する。

- ・医療費等の3割を自己負担している患者は、負担割合が2割となる(もともとの 負担割合が1割または2割の者は変更なし)。
- ・所得状況に基づき、月ごとの自己負担額が設定され、同月内の医療等に係る費用 (複数の医療機関、薬局等で受けたものを合算する。)について、当該上限額を超え た自己負担額が全額助成される。

階層区分	階層区分の基準	一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着
生活保護	_	0円	0円	0円
低所得 I	区市町村民税非課税かつ本人年収80万円以下	2,500円	2,500円	1,000円
低所得Ⅱ	区市町村民税非課税かつ本人年収80万円超	5,000円	5,000円	1,000円
一般所得 I	区市町村民税 7.1 万円未満	10,000円	10,000円	1,000円
一般所得Ⅱ	区市町村民税 7.1万円以上 25.1万円未満	20,000円	10,000円	1,000円
上位所得	区市町村民税 25.1 万円以上	30,000円	20,000円	1,000円
入院時の食事物	療養標準負担額および入院時の生活療養標準負担額	全額自己負担		

※「高額かつ長期」とは、年病の医療費助成を受け始めてから後、月ごとの医療費総額(10割)が5万円を超える月が年6回以上ある場合